

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (102)

2018年9月1日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2016年9月の4回目、沖縄問題を取り上げます。)

第二章 沖縄問題

I 高江のヘリパッド工事

(1) ①2016年9月2日朝、沖縄防衛局は、米軍ヘリパッド=オスプレイ(着陸帯)の建設工事予定地にダンプカー20台分の砂利を搬入した(9月3日赤旗)。

②この工事強行に対し、9月3日第一回集中行動が400人によって行われた。高江の建設予定地に通じるゲート前で、多くの市民が抗議活動を行った。伊佐笑子さん(69歳)は語る。

“新たに4ヶ所のヘリパッドをつくり、オスプレイの騒音で子どもたちを苦しめることを許さない。体力が続く限り、座り込みで抗議する”、と(9月3日、4日赤旗)。

③報道写真家石川文洋さん(1938年那覇市生まれ。1965年から4年間ベトナム取材したフリーカメラマン)の写真ルポを紹介する(赤旗9月4日)。

日米両政府は、高江のヘリパッド建設工事を強引に進めています。8月6日、高江のヘリパッド建設予定地「N1地区」裏テントの機動隊による撤去が予測されたので、その前後の10日間、高江を撮影しました。

「自分たちは静かに生活したいと願っているのに深夜も飛び続けるオスプレイの騒音で眠ることもできない」という高江住民。「N4地区」には2014年に2ヶ所のヘリパッドが完成。オスプレイの飛行訓練が続けられています。

機動隊や沖縄防衛局の車とバスに守られて、建設予定地にトラックが砂利を運んでいるのは異常な光景でした。

若く体格がよい機動隊員が砂利トラックに抗議しようとする年配の住民をすぐさま抑え込んでいました。

現地の人を支援するために沖縄各地や本土から大勢の人が高江に集結。テントや自動車仮眠して機動隊による撤去に備えています。

日米両政府は沖縄の民意を無視して工事を進めています。しかし、地元の賛同を得られない政策は成功しないと思います。ベトナム戦争で近代的兵器と大軍を投入した米軍は敗北しました。それはベトナム人の民意を得ることができなかったからです。

ベトナム戦争で、村を攻撃するために兵士たちはヘリコプターに乗って行きました。ヘリコプターは“殺人機”でもあるのです。高江で訓練したオスプレ

イがアジアの同胞を殺傷するかもしれません。私たちはその手助けをしてはいけないのです。

④実に生々しいレポートである。沖縄の高江で強行されているヘリパッド工事がいかに権力的であり、いかに沖縄の人々の意志に反したものであるかを生々しく描いていることか。

(2) ①9月5日、米軍ヘリパッド＝オスプレイ（着陸帯）の建設工事が強行され、ダンプカー10台分の砂利の搬入が強行された（9月6日赤旗）。

②「ヘリパッドいらない住民の会」の田丸正幸さんは批判した。

“住民の通行を規制してまで砂利を搬入させることは異常としか言いようがない。作業員とみられる人物を警察車両で搬送する姿も目撃され、国家権力が総がかりで工事に加担している印象だ”、と。

なお、同日は、工事の本格化が狙われているH地区とG地区とをつなぐゲートへの資材搬入はなかったという（前掲赤旗）。

(3) 9月5日、沖縄県うるま市で、市民らが作ったうるま市「島ぐるみ会議」は、米軍海兵隊司令部が置かれているキャンプ・コートニーの海兵隊の撤退や同市で起きた元海兵隊の女性暴行・殺人事件への抗議、辺野古新基地建設と東村高江の米軍ヘリパッド建設の断念を訴える集会とデモ行進を行った（9月6日赤旗）。

(4) ①9月3日、青年法律家協会（青法協）学者・弁護士合同部会は、沖縄の米軍北部訓練場のヘリパッドの強行建設を即時中止するよう

求める決議を行った（9月7日赤旗）。

②同決議は指摘する。

“住民らの「表現の自由」や「身体の自由・安全、往来の自由」など、あらゆる権利を侵害し、マスメディアの「報道の自由」を侵害し、行政活動における「適正手続原則」をも踏みにじるものと批判するものである”。

(5) 9月6日、大阪市中央区で、「沖縄に心よせる平和のつどい」が開かれ、70人が参加した（主催同実行委員会）。（9月7日赤旗）

その集会の最後に、“辺野古、高江に新たな基地は造らせない”と座り込みを続ける人々への連帯として、参加者一同で“沖縄今こそ立ち上がろう”を合唱したり、沖縄民謡を踊ったのである。

(6) ①沖縄県国頭郡東村と国頭村にまたがり存在している米軍海兵隊のジャングル戦闘訓練センター（JWTC）沖縄米軍北部訓練場の実態はいかなるものか。

②同訓練センターを視察した伊佐真次村議（共産党）によれば、概ね次のようなものである（9月8日赤旗）。

①訓練場には「第三国を模した集落」が複数ヶ所（木造平屋）あり、その内部には銃を構えた海兵隊が待機している。

②実際には、日本以外の海外で、つまり地球規模での米軍の作戦行動をするための訓練センターになっている。

㊦海兵隊とは、日本防衛に関係のない「殴り込み部隊」である。

㊧イラク戦争では10年間に1800回、ここで戦闘訓練をして出撃した。

㊨訓練場からはヤンバルの美しい緑が展望できること。米軍はこのヤンバルの森を“殺し殺される戦争のための訓練場”として最大限使おうとしている。

㊩オスプレイパッド基地建設に反対する住民への政府の暴力的排除の背景に、こうした戦争のための米軍基地建設・機能強化が隠されていることを痛感させられた。以上である。

(7) 9月7日、高江村では米軍ヘリパッド＝オスプレイパッド(着陸帯)の建設工事に抗議する「集中行動」が展開され、約200人が参加した(9月8日赤旗)。

(8) ㊰9月8日、「県民の民意を尊重せよ！公正な判決を求める県民集会」(主催「辺野古新基地を造らせないオール沖縄会議」)が行われた。(9月9日赤旗)。

この集会は、名護市辺野古の米軍新基地をめぐる国が起こした裁判(違法確認訴訟——新基地建設に伴う埋め立て承認取消しの撤回に翁長知事が従わないのは違法だとして国が沖縄県を訴えた裁判)の判決(9月16日)を前に開かれたものである。

㊱あいさつに立った稲嶺市長(名護市)は、“うちなーんちゅ(沖縄県民)は、民主主義、人権を常に訴え求めてきました。決して負けてはいけません。公正な判決を求めること

を裁判長に聞こえるように、心に届くように、みんなで確認しましょう”と訴えた。

また沖縄県弁護団の加藤裕弁護士は、“地方自治、民主主義の価値を踏まえれば、知事の判断を尊重する判決を出さないといけない”と述べた。

(9) ㊲9月9日、米軍北部訓練場のヘリパッド建設で、防衛省沖縄防衛局は、G地区とH地区の着陸帯建設に向け、ヘリコプターを使い、工事用の重機や資材を空輸した(9月10日赤旗)。

これに反対する住民は、反撥し、建設中止を求め、米軍ヘリパッド＝オスプレイパッドの建設差し止めを求める提訴を検討し始めたのである。「高江住民の会」を支援する白充弁護士は、提訴の意義につき、次のように語った。

“裁判所が米軍機の飛行差し止めを認めない立場であることを踏まえると、ヘリパッドの建設を止める必要がある。一日でも早く工事禁止の仮処分を勝ち取りたい、”と。

㊳また、全国の学者・研究者など有識者も共同声明を出して、高江の住民に連帯の意志を表明した。

その共同声明は、辺野古住民の抗議活動に対し機動隊が強圧的に排除行為を行い、多数の怪我人が続出していることを批判し、(i)基本的人権の乱暴な蹂躪を続けさせてはならないこと、(ii)沖縄の自治と自立の侵害は許されないこと、(iii)貴重な自然環境を破壊してはならないこと、(iv)沖縄、日本、アジアの平和を脅かしてはならないこと。

以上の4つの観点から安倍政府に対し強権発動を直ちに中止するよう求める、とするものである。

◎この声明の賛同人は、大江健三郎氏など182人であった。

そして同日、国会内で行われた記者会見で、「普天間・辺野古問題を考える会」代表の宮本憲一氏（大阪市立大学名誉教授）は、次のように批判した。

“安倍首相は国際会議などで日本のことを民主主義・法治国家・環境先進国などと誇るが、沖縄で行っていることはまったく反している、”と。

(10) ⑨9月13日、高江(東村)と安波(国頭村)の米軍ヘリパッド=オスプレイパッド建設工事で、安倍政府は、陸上自衛隊木更津駐屯地の中央即応集団第一ヘリコプター団に所属するCH47輸送機ヘリコプター団・二機を投入した(9月14日赤旗)。

⑩この措置は、稲田防衛相の命令(9月12日)によるものであり、赤旗の分析によれば、これは工事の大幅な遅れを取り戻すことに狙いがあるというのである。

ではその命令(自衛隊ヘリ投入)の根拠とされたのは何か。稲田防衛相は防衛省設置法4条19号を挙げたという(前掲赤旗)。しか

し、同条は単に防衛省の所掌事務の一つとして駐留軍(米軍)基地の提供を列挙しているだけであり、それを根拠にヘリ投入迄できると説くのはもはや法治国家とはいえないと説く赤旗の分析は、真実を衝いていると考える。

◎では、この問題について翁長知事は何を語ったのか、を見ることにする(9月14日赤旗)。

“(9月12日に防衛局から自衛隊ヘリ投入の連絡があったこと、これに対し根拠を示さないまま行わないよう要請したことを明らかにした上で)それにも拘わらず、事前に十分な説明がなされないまま強行した政府の姿勢は、信頼関係を大きく損ねるものであり、容認できるものではない”と批判したのである。

(11) ⑪2016年9月16日、福岡高裁那覇支部(多見谷裁判長)は、いわゆる辺野古訴訟(前述。沖縄県知事が辺野古埋立て承認の取消しの撤回を求めた国の是正指示に従わないのは違法だとして、国が県を訴えた訴訟)について、沖縄県を敗訴としたのである(9月17日朝日新聞、赤旗)。

⑫では、その判決理由の骨子は、前掲朝日新聞によれば次の3点である。

(判決要旨)

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移転をめぐる訴訟で、福岡高裁那覇支部が16日に言い渡した判決の要旨は次の通り。

■前知事の承認の合理性

埋め立ては、国土利用上の観点からみて適正かつ合理的なものであることを要するが、①普天間飛行場の騒音被害や危険性は深刻な状況にある ②在沖縄の全海兵隊を県外に移すことはできないという国の判断は合理性がある ③

そうすると県内に普天間の代替施設が必要 ④辺野古の他に県内の移転先は見当たらない ⑤普天間の被害を除去するには辺野古の新施設を建設する以外にはない。

以上を踏まえると、今回の埋め立て事業の必要性は極めて高い。埋め立てにともなう環境悪化などの不利益や、基地の整理縮小を求める沖縄の民意を考慮したとしても、前知事の判断が不合理なものと認めることはできない。また環境保全措置などの審査基準にも不合理な点があるとは言えない。

■承認取り消しの違法性

仮に前知事の承認に瑕疵があったとしても、それは知事の裁量の範囲内の不当である。つまり考慮すべき事情を考慮したうえで、その利害調整において優劣の判断を誤ったに過ぎない。また不当性の程度も軽い。以上から、承認を取り消す必要性が、取り消すことによる不利益と比べて明らかに優越しているとまでは認められず、承認の取消は許されない。よって、現知事の取消処分は違法である。

■是正処分に対する県の対応

(国から) 是正を指示された場合、県はそれに従う法的義務を負う。(今回のように) 相当の期間を経過しているのに、県が指示に従わないことは不作為に当たり、違法と言える。

国と県双方の意見が真っ向から対立する問題では、互譲の精神により双方にとって多少なりともましな解決策を合意することが望ましいが、和解から約 5 カ月が経過してもその糸口すら見いだせない現状にある。速やかに公平な判断をすべき責務をおう裁判所としては、その責務を果たすしかないと思料する。

③この高裁判決の要点は、要約すれば次の 3 点である。

第一に、国(政府) および仲井真前知事の判断(在沖の海兵隊を県外に移転させることはできないので、そのために辺野古を埋め立てる必要があるという判断——小田中注) は合理的・必要的であること。

第二に、仲井真前知事による辺野古移設承認手続きには瑕疵(かし=欠点のこと)があったとしても、それは前知事の裁量の範囲内であり、不当とは言えないこと。

第三に、国から是正を指示されたら沖縄県は国の指示に従うべきであること。

④以上の 3 点を約めていけば、国＝

政府及び前知事の判断は合理的であるので県は従うべきだというのが今回の福岡高裁の判決なのである。

⑤では、この判決に対し、翁長知事は、9月16日、県庁での記者会見に於いて、次のように述べた(9月17日赤旗)。

“たいへん唾然としている……三権分立という意味でも相当な禍根を残すのではないか。こういった一方的な内容の場合には、沖縄県民のより大きな反撥と結末がこれから出てくる…(判決について) 辺野古が唯一の解決策とする国の主張を追認するような内容だ…地方自治制度を軽視し、県民の気持ちを踏みにじる、あまりにも国に偏った判決になっている

…（そして会見の最後に）まだまだ長い、長いたたかいになろうかと思う。私自身は、新辺野古基地は絶対に造らせないという信念をもってこれからも頑張っていきたい”、と。

⑥右の会見で翁長知事が、今回の福岡高裁判決を三権分立、地方自治、住民の意思に反するものと批判したのは当然であると考える。

このことは、今回の訴訟の経緯からみても明らかである。主な経緯を記せば次の通りである（9月17日赤旗による）。

- ①2013年12月、仲井真前知事が辺野古の公有水面埋立を承認。
- ②2014年7月、国が新基地建設事業に着手。
- ③国が海底ボーリングの開始を強行。
- ④2014年11月、翁長知事圧勝。
- ⑤2015年1月、仲井真前知事の承認を検証する第三者委員会の発足。
- ⑥2015年10月、検証結果に基づき、翁長知事が埋立承認を取り消す。
- ⑦2015年11月、国が承認取消は違法だとして代執行訴訟を提起。
- ⑧2016年1月、多見谷裁判長は和解勧告文を原・被告に提示（その趣旨は、「沖縄対日本政府という対立構図になっているが、本来あるべき姿は、オールジャパンで最善の解決策を合意して米国に協力を求めるべきだ」とするもの）。
- ⑨2016年3月、和解勧告で国は代執行訴訟を取り下げ、工事を中止。和解三日後に国が翁長知事に「是正の指示」をする。翁長知事は国・地方係争委に審査を申し出る。

⑩2016年6月、係争委は沖縄県と国とに対し協議による解決を促した。

⑪2016年7月、国は翁長知事を違法確認訴訟で再提訴。

⑫2016年9月16日、今回の判決。

⑬このような経緯が示しているのは何か。国＝安倍政府は、国と地方自治体とが対等な話し合い（和解の道）による解決よりも、司法による、ある種の強権的手法による辺野古問題の決着を狙ったことであり、つまり福岡高裁による今回の判決は、この狙いの筋書きに沿ったものであるということである。

⑭①このような敗訴判決に対し、9月16日、「オール沖縄会議」（社民、共産、企業、市民団体がつくる）主催の判決直後の集会に1500人が集まり、抗議集会が行われた（9月17日朝日新聞）。

⑮「へり基地反対協議会」の安次共同代表は、“腹の底から怒りがわいてくる。地方の民主主義、地方分権の今の流れが逆行していく”、と批判した。また、オール沖縄会議の玉城共同代表は、“辺野古に新基地は絶対造らせない”と訴えた。さらに南風原町の無職の男性は、“国の言う通りに司法が従ってしまった。三権分立が崩れた判決で、民主主義の根底が揺らいでいる”と述べた。

このように、判決に対する抗議の動きは、記録に留まらない形で沖縄全土で展開された。

⑯では安倍政府は、この判決をどう受け取めたのか。

9月16日、鶴保沖縄・北方担当相は記者会見で述べた。

“注文はたった一つ。早く片付けて欲しいことに尽きる、”と(9月17日赤旗)。

この一語にこそ安倍政府の沖縄政策の本音が語られている。

⑨9月23日、沖縄県は、福岡高裁判決を不服だとして最高裁に上告した。

(12) ⑨9月24日、翁長知事と稲田防衛相は、沖縄県庁で会談した(9月25日河北新報)。

この会談で、稲田防衛相が名護市辺野古の移設について推進する立場に立ち、県と協議したいという考えを述べたのに対し、翁長知事は辺野古移設に反対する要請書を提出し、高裁判決を“地方自治制度を軽視し、県民の気持ちを踏みにじる不当なものだ、沖縄の現状を認識し、過重な基地負担

の軽減に真摯に取り組んで欲しい”、と述べた。

(13) ①2016年9月28日、沖縄県大宜味村議会は、高江周辺へのヘリパッド＝オスプレイ建設工事の即時中止を求める意見書を賛成4人、反対3人で可決した(9月29日赤旗)。

②その意見書は、概ね次のようなものである。

① “米軍の運用を優先し、米軍に都合のよい施設を温存・強化する欺瞞に充ちた政策と工事の強行は県民を愚弄し、断じて容認できないこと。

② 国頭村、東村、大宜味村に広がる“やんばる地域”が国立公園に指定されていること。

③ 工事を直ちに中止し、やんばるの森の世界自然遺産登録が実現するよう要請すること。以上である。

II 安倍政府と沖縄

(1) ①このような沖縄の基地問題について、安倍政府がどのような見解を抱いているかについて記すこととする(9月29日赤旗)。

②9月28日、衆議院本会議で代表質問(志位議員)に対して、安倍首相は次のように答弁した。

①北部訓練場の返還は20年越しの課題であり、先送りは許されないこと。

②工事における警察の警備活動や自衛隊ヘリによる資材空輸は、適切に行われており、何ら問題もないこと。樹木伐採も違法ではないこと。

③普天間の全面返還に向け、県との和解内容に誠実に従い、訴訟と協議とを並行して行いながら解決に向けて努力すること。

④地方自治法を根底から蹂躪するとの指摘は当たらないこと(9月16日の福岡高裁那覇支部の判決でも明らかであること)。

⑤沖縄の選挙結果を真摯に受け止めていること。

⑥その上で、普天間の基地負担を軽減していくとの思いは国も県も同じであること。

⑦以上であるが、この答弁の底に潜むのは、沖縄棄民の権力的な

考え方である。このことは、訴訟と沖縄県との協議とを並行して行うと述べた部分(㉔)によく示されている。

(2) ①沖縄問題の最後に、米軍航空機事故に対する沖縄県民の不屈の闘いについて述べよう。

9月27日、沖縄県北谷町議会は、米軍AV8Bハリアー攻撃機の墜落事故(9月22日)に対する抗議決議と意見書を賛成13人、反対2人で可決した(退席2人)(赤旗9月29日)。

②抗議決議と意見書の中味は、次の通りである。

㉑ハリアー墜落事故が県民に大きな衝撃を与えたことに抗議する。

㉒次の4点を要求すること。

㉓米軍の外来機飛来、暫定配備、訓練の即時中止し、即時撤去すること。

㉔住宅地上空での飛行を禁止すること。

㉕日米地位協定を抜本的に改定すること。

㉖嘉手納基地の負担軽減を実施し、すべての在沖米軍基地の負担軽減を実施し、すべての在沖米軍基地を撤去すること。

以上である。

③このような闘いを独り沖縄の闘いに留めてはならないと思う。沖縄問題とは、日本の問題そのものだからである。

(以下次号)